

令和 8 年 3 月 1 2 日

各指定障害福祉サービス事業所 管理者 殿
各指定障害者支援施設 管理者 殿
各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課長 濱口 定市
就労支援担当課長 佐藤 祐樹
(公印省略)

令和 8 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月前月 15 日以前に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には翌々月から、算定を開始するとされています。

ただし、令和 8 年 4 月の基本報酬及び加算算定に係る変更届については、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、就労定着支援、生活介護、施設入所支援及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）の取り扱いを下記のとおりお示いたしますので、各種基本報酬及び加算の要件及び施設状況を確認の上、必要書類を御提出いただくようお願いいたします。

記

1 届出が必要な基本報酬及び加算

公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）に届出が必要な事項及び届出にあたり提出いただく書類については、現在整理を行っております。令和 8 年 3 月下旬ごろに皆様へ再度周知を行う予定ですので、もうしばらくお待ちください。

2 適用開始日

令和 8 年 4 月 1 日

※1 4 月のみ、算定される単位数が増える加算に係る変更届についても「3 提出期限」に示す期限までに提出された場合は遡及適用します。

※2 令和 8 年 4 月 1 日付けの変更届は、事業所毎にまとめて送付いただくよう御協力お願いいたします。

例：令和 8 年 4 月 1 日付けで管理者の変更と福祉専門職員配置等加算の変更、基本報酬の変更を届け出る場合→「3 提出期限」に示す期限までに管理者・福祉専門職員配置等加算・基本報酬変更の届をまとめて提出

※3 生活介護、施設入所支援及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所（就労系サービスとの多機能型の事業所を除く）のうち、毎年度届け出が必要な加算（「5 注意事項(1)」を参照）の届出のない事業所については、提出期限にかかわらず、書類審査及び差し替えの対応に速やかに対応するため、体制が確定し次第速やかに変更届を御提出いただけ

ますよう御協力お願いいたします。

3 提出期限

令和8年4月10日（金曜日）消印有効

- ※1 4月14日（火曜日）から同月15日（水曜日）までに届いた加算変更届（4月10日（金曜日）までの消印のものを除く）は5月1日以降の適用となります。
- ※2 4月16日（木曜日）から5月15日（金曜日）まで（必着）に届いた加算変更届は6月1日以降の適用となります。
- ※3 郵送が届かない等の郵送事故が起こる可能性もございますので、送付に当たりましては、事業所から郵送した記録が残る方法による送付を推奨いたします。
- ※4 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援に関する変更届については膨大な数の書類が届くため、審査の都合上変更届の郵送送付と合わせ、データでも下記メールアドレス宛に送付いただくよう御協力お願いいたします。
メールアドレス：shuro_henkou@fukushizaidan.jp

4 提出書類について

(1) 指定申請等にかかる標準様式の活用について

今般、児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号）において、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等が示されました。

本告示をもって、東京都においても令和8年4月1日から上記で示された様式等を活用する見込みです。活用する具体的な様式等（以下、「新様式」という。）及び必要な添付資料については、令和8年3月下旬に、東京都障害者サービス情報に掲載予定ですので、もうしばらくお待ちください。

(2) 現行様式の使用について

令和8年度以降の申請に関しては、原則新様式で御提出いただく必要がございます。しかし、令和8年4月1日付変更届に限り、現行でお示ししている様式（以下「現行様式」という。）での提出も受付いたします。なお、新様式と現行様式を混在して提出することはせず、必ずどちらかの様式で統一して提出してください。

【掲載場所】

新様式は、「東京都障害者サービス情報」>「書式ライブラリー」>「A【日中系サービス・障害者支援施設指定申請書・変更届等】>各サービス に公表を予定しています。

※現在は、現行様式が掲載されております。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=002>

5 注意事項

(1) 各サービス共通

各加算の算定要件を満たさなくなった場合には、随時、算定終了である旨の変更届出書を財団に御提出いただくよう、お願い申し上げます。（終了する旨の届出がない限り、要件を満たさ

なくなつたとしても台帳の修正ができません。)

※ 財団への届出が必要な算定要件に前年度の実績等を有する加算の取扱いについて

以下の加算を令和8年度から新たに算定する場合についても、4月1日適用の加算に係る届出と同様の取扱いにより、変更届を御提出ください。

また、以下の加算については、加算の算定状況に変更がない場合でも、算定要件となる過年度実績等を確認の上、必ず変更届(「4 書類提出について」参照)を御提出ください。期日までに変更届の提出が確認できない場合は、加算要件を満たさなくなつたものとみなします。

算定に当たって毎年度届け出が必要な加算		自立訓練 生活介護 (機能・生活)	就労 選択支援	就労 移行支援	就労 継続支援 A型	就労 継続支援 B型	就労 定着支援
1	移行準備支援体制加算			○			
2	就労移行支援体制加算	○			○	○	
3	重度者支援体制加算 (I型及びII型)				○	○	
4	就労定着実績体制加算						○
5	目標工賃達成加算					○	

(2) 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援の基本報酬(区分)について

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援においては、令和8年4月1日で指定を受けているすべての事業所は、必ず変更届の提出が必要になります(令和8年4月1日時点で経過措置事業所も含む)。提出期限までに届出がなかった場合は、基本報酬を正確に算定できないため、各サービスにおける基本報酬算定区分のうち最下位の区分とさせていただきますので、十分に御注意ください。

※令和7年度実績は令和8年3月31日までの実績を以て確定となるため、必ず令和8年4月1日以降に変更届の提出をお願いいたします。

(3) 就労定着支援の基本報酬について

就労定着支援事業の基本報酬は「就労定着率区分」により算定されます。

なお、就労定着支援事業所の事業所番号は、就労定着支援と一体的に運営する事業所の事業所番号とは異なります(多機能型ではない)ので、各々で変更届の提出をお願いします。

※令和7年度実績は令和8年3月31日までの実績を以て確定となるため、必ず令和8年4月1日以降に変更届の提出をお願いいたします。

(4) 就労選択支援の基本報酬について

就労選択支援は加算に変更がある場合のみ、期日までに変更届の提出をお願いします。

※基本報酬は実績に応じて算定されるものではないため、他の就労系サービスとは異なり、変更届の提出は必須ではございません。

(5) 就労継続支援A型のスコア表の公表について

就労継続支援A型事業所については、「令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」に基づき、スコア表の公表を行うことが義務付けられています。公表状況につきましては、追って確認を行いますので、必ず御対応ください。また、令和8年4月中の公表が確認できない場合は、自己評価未公表減算が当然に適用されることとなりますので、合わせて御留意ください。

なお、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト(WAM NET)におけるスコア表の公表が必須となっておりますので、御注意ください。

6 提出先及び問い合わせ先

変更届の提出及びお問い合わせ等は、以下の所在地及び連絡先までお願いいたします。

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階
(部署名は下記をご参照ください。)

<就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 就労担当
電 話：03-6302-0308
- ※ 就労系単独事業及び就労系事業のみでの多機能型事業所含む。

<生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 施設担当
電 話：03-6302-0313
- ※ 就労系以外の上記サービスでの多機能事業所含む。

<多機能型事業所の取扱い>

上記6以外の多機能型事業所（例えば、生活介護と就労継続支援B型など、就労系事業とそれ以外の事業の組合せによる多機能型事業所を指す。）の取扱いは、定員規模の大きい事業で事業所管を判断します。ただし、定員規模が同一である場合は、就労担当宛が所管となります。

- (例1) 生活介護（定員30名）、就労継続支援B型（定員20名）の多機能型事業所
→施設担当が所管（定員が同数の場合も施設担当が所管）
- (例2) 生活介護（定員20名）、就労継続支援B型（定員30名）の多機能型事業所
→就労担当が所管
- (例3) 生活介護（定員20名）、就労継続支援B型（定員20名）の多機能型事業所
→就労担当が所管